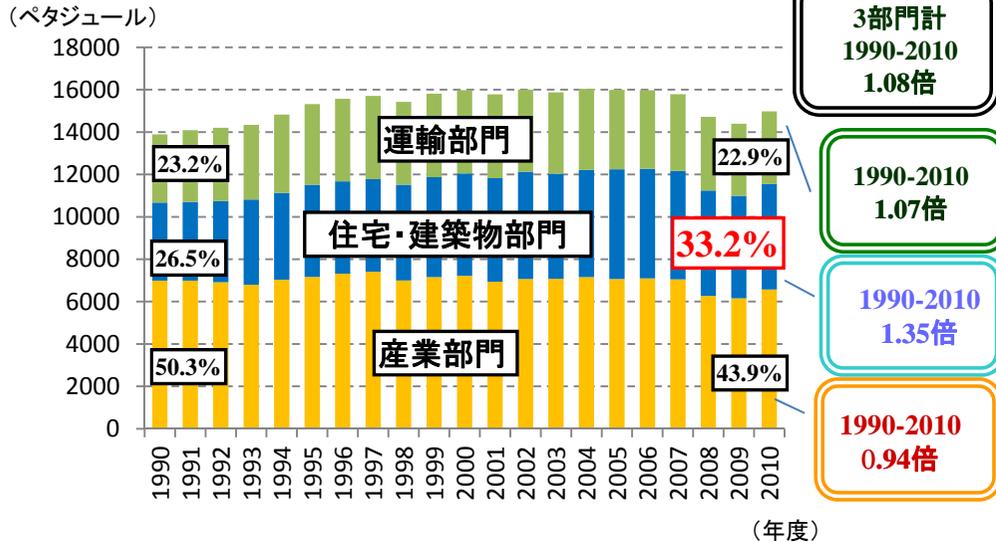


最近の省エネルギー施策の動向

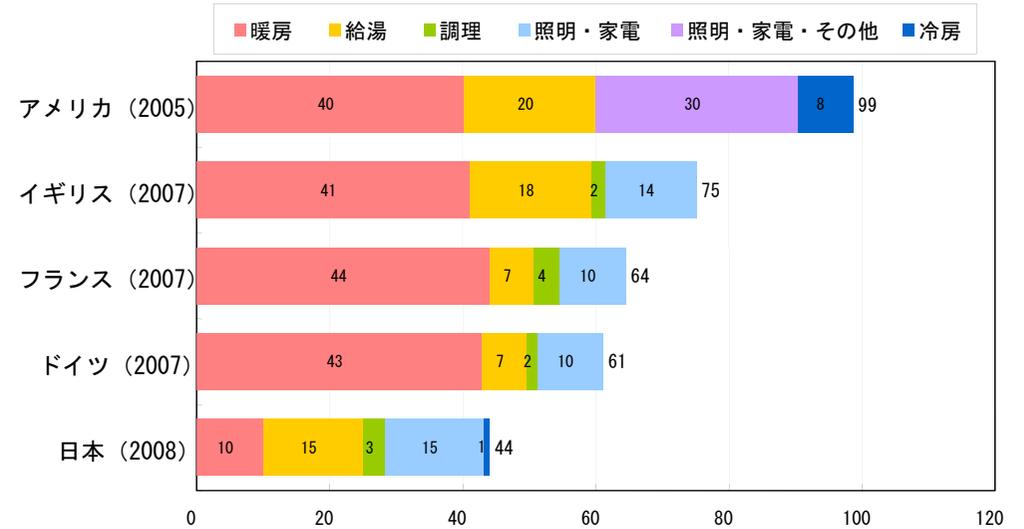
住宅・建築物に係るエネルギー消費及び省エネ基準適合率の状況

- 我が国において、住宅・建築物部門は全エネルギー消費の3割以上を占め、産業、運輸部門に比べて過去20年の増加が著しいため、省エネ対策の強化が求められている。
- 我が国は欧米諸国と比べ、エネルギー消費量において暖房の割合が小さく、給湯や照明・家電の割合が大きい。
- 省エネ基準適合率は、非住宅については約9割、住宅についてはエコポイントの効果により約5割に上昇。

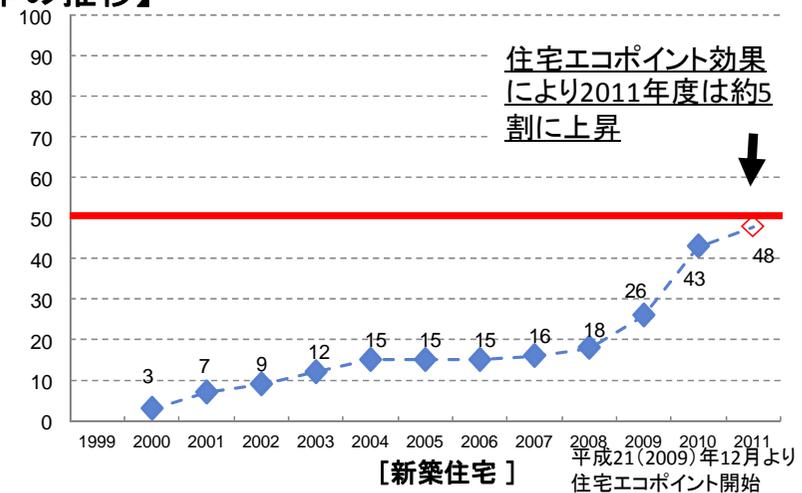
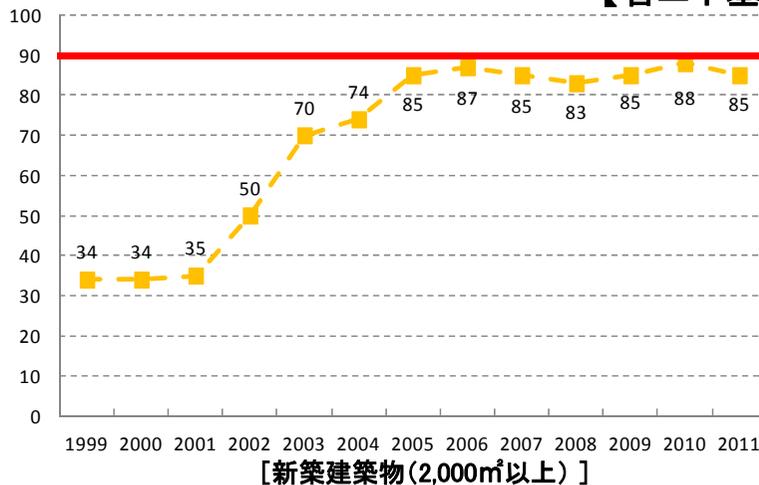
【最終エネルギー消費の推移】



【世帯当たりエネルギー消費量(GJ/世帯・年)】



【省エネ基準適合率の推移】



住宅・建築物の省エネ化に関するこれまでの経緯

分類	1970～	1980～	1990～	2000～	2010～
① 省エネ法に基づく規制		・1979年～ 省エネ法(努力義務)		・2003年～ (届出義務) {2000㎡以上の非住宅建築物の建築}	
				・2006年～ (届出義務の拡大) {2,000㎡以上の住宅の建築} {2,000㎡以上の住宅・建築物の大規模改修等}	
		・1980年～ 省エネ基準1980年版			・2009年～ (住宅トップランナー制度の導入) {住宅事業建築主(150戸/年以上)が新築する戸建住宅}
			・1992年～ 住宅1992年版(強化) ・1993年～ 非住宅1993年版(強化)	・1999年～ 省エネ基準1999年版(強化)	・2010年～ (届出義務の拡大) {300㎡以上の住宅・建築物の建築}
					・2013年～ 省エネ基準2013年版(一次エネルギー消費量基準)
② 省エネ性能の表示・情報提供				・2000年～ <住宅の品質確保の促進等に関する法律> 住宅性能表示制度	
				・2001年～ 建築環境総合性能評価システム(CASBEE)	
					・2009年～ <省エネ法> 住宅省エネラベル
③ インセンティブの付与				融資 ・2007年～ フラット35S(住宅ローン金利優遇)	
				予 ・2008年～ 住宅・建築物省CO2先導事業	
				算 ・2008年～ 省エネ改修推進事業	
				・2010年～ 住宅エコポイント	
				・2012年～ 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業	
				税 ・2008年～ 省エネリフォーム促進税制	
			制 ・2009年～ <長期優良住宅の普及の促進に関する法律> 長期優良住宅認定制度(住宅ローン減税、固定資産税引き下げ等)		
				・2012年～ <都市の低炭素化の促進に関する法律> 低炭素建築物認定制度 (住宅ローン減税、容積率緩和等)	

住宅・建築物の省エネ化に係る当面の取組

目標

2020(平成32)年までに新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合を段階的に義務化

当面の取組

1. 省エネ法に基づく省エネルギー基準の見直し

断熱性能、設備性能を個別に評価する方法から建物全体で評価する方法へ
(住宅はH25.10(経過措置1年6ヶ月間)、非住宅はH25.4(経過措置1年間)より施行)

2. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく 低炭素建築物の認定基準の策定

認定を取得した新築住宅には所得税等の軽減措置の対象に(H24.12.4より施行)

【検討事項】

- ・省エネ基準に適合する外皮・設備の仕様例の情報提供【住宅】
- ・ポイント法に代わる簡易評価方法【非住宅】
- ・PAL(年間熱負荷係数)に代わる外皮の評価方法【非住宅】
- ・伝統的木造住宅等の評価方法の検討
(自然換気・通風利用などのパッシブ手法による評価方法を含む)
- ・省エネ設計・施工技術の習得支援

住宅・建築物の省エネ化に係る今後の主な取組

一次エネルギー消費量による評価への見直し

省エネルギー基準の見直し

低炭素建築物の認定基準の策定

①省エネ性能に優れた住宅・建築物の表示・普及の促進

- ・住宅性能表示基準の改正
- ・低炭素住宅やゼロエネルギー住宅など省エネ性能に優れた住宅・建築物への支援
- ・既存ストックも含めた省エネ性能の評価・表示制度の検討

②新築・住宅建築物の段階的な省エネ基準適合義務化(2020年まで)

義務化の実現に向けた課題等

- ・住宅・建築物における規制の必要性と根拠の明示
- ・他部門及び諸外国における住宅・建築物の省エネルギーに関する規制とのバランスについて勘案
- ・中小工務店・大工への十分な配慮

届出義務
(2,000㎡以上)

適合義務
(2,000㎡以上)

届出義務
(300～2,000㎡)

適合義務
(300～2,000㎡)

努力義務
(300㎡未満)

適合義務
(300㎡未満)

③既存ストックの省エネ改修の促進

④技術者・体制等の整備

- ・中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術習得支援
- ・伝統木造住宅等の評価方法の検討
- ・建材・機器の性能・品質の確保・向上
- ・評価・審査体制の整備

当面の地球温暖化対策に関する方針 (平成25年3月15日 地球温暖化対策推進本部決定)

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威である。地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、今後とも、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要がある。第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)においても、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。

これを踏まえ、地球温暖化対策推進本部は、当面の地球温暖化対策に関する方針について、次のとおり決定する。

I. 平成25年度以降の地球温暖化対策に関する基本的方針

これまで我が国は、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの6%削減目標に関し、京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)に基づく取組を進めてきた。引き続き、個別の取組の検証は必要であるものの、6%削減目標は達成可能と見込まれている。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、同計画は本年度末を以て終了することとなるが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、平成32年(2020年)までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととする。

まず、2020年までの削減目標については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととする。

57

その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行う。この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において地球温暖化対策計画の案を作成し、閣議決定することとする。

また、地球温暖化対策計画の策定の法的根拠となる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出し、その成立に万全を期すこととする。

II. 地球温暖化対策計画の検討方針

地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策については、京都議定書目標達成計画の実施及び進捗点検を通じて得られた知見を十分に活用しながら、エネルギー政策の検討状況を考慮しつつ、我が国の経済活性化にも資するものを目指す。その際、対策ごとの目標(対策評価指標)を設定するとともに、対策ごとの目標を達成するための施策を具体的に示すこととする。

特に、再生可能エネルギーや省エネルギーについては、東日本大震災以降、事業者及び国民による取組が拡大してきたことを踏まえ、これをさらに加速させ、我が国の技術と知恵を活用しながら、低炭素社会の創出にも資するよう、最大限の推進を図るものとする。

エネルギー起源二酸化炭素の各部門の対策については、「低炭素社会実行計画」に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証等を進めるとともに、排出抑制等指針の策定・公表・運用を始めとする制度的対応や、各種の支援措置等を進めるものとする。

代替フロン等に関する対策を抜本的に強化し、フロン類の製造、製品への使用等を含むライフサイクル全体にわたる排出抑制対策を進める。

国際的に合意された新たなルールに則った森林等の吸収源対策や、バイオマス等の有効活用を積極的に推進する。

新たな削減目標の達成に向けた対策・施策については、定期的かつ定量的な評価を行うことにより厳格に進捗状況を点検するとともに、必要に応じ内容の見直しを行うこととする。

58

さらに、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間オフセット・クレジット制度を構築・実施していく。

併せて、地球温暖化についての観測・監視等の継続、科学的知見の収集、調査の実施及び温暖化問題の解決のための研究・技術開発、低炭素な地域づくりに向けた取組、低炭素社会の創出に向けた国民運動の展開等多様な政策手段を活用することにより、国民の関心と理解の増進や排出削減・吸収の取組の促進に一層努めるものとする。

また、今後避けることのできない地球温暖化の影響への適切な対処(適応)を計画的に進める。

さらに、全ての国が参加する2020年以降の将来枠組みについて2015年の合意を目指し、今後の国際的な議論に積極的に参画する。

Ⅲ. 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

また、政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとする。

第四次環境基本計画 重点分野「地球温暖化に関する取組」

中央環境審議会地球環境部会(第114回)資料より

目標

究極の目標: 気候変動枠組条約の究極的な目的の達成

中長期目標: 世界全体の排出半減・日本の80%削減(2050年)、条件付き25%削減(2020年)*、2013年以降の地球温暖化対策・施策の検討

京都議定書第一約束期間: 6%削減約束の確実な達成

主体別取組

国:

- ・地球温暖化対策の全体枠組みの形成と総合的実施
- ・国際枠組み構築や世界的な排出削減等に向けた国際貢献
- ・自らの事務・事業での排出削減・吸収等の率先実施 等

地方公共団体:

- ・自然的社会的条件に応じた総合的・計画的施策の策定・実施
- ・自らの事務・事業での排出削減・吸収等の率先実施
- ・地域における自主的な適応策の検討・実施 等

事業者:

- ・主体的・自主的・積極的な地球温暖化対策の実施
- ・技術開発・実証
- ・技術・製品等の国内外への普及による排出削減への貢献 等

国民:

- ・ライフスタイル・ワークスタイルの変革
- ・国民運動、地球温暖化対策活動への積極的参加 等

NGO・NPO、研究者・技術者、専門家等:

- ・地域住民等への情報提供・活動推進・普及啓発等
- ・科学的知見の更なる充実等

重点的取組事項

①科学的知見の充実

国際的な科学的知見の構築への貢献、気候変動に係る監視・予測・影響評価・調査研究等

②持続可能な社会を目指した低炭素社会の姿の提示

③エネルギー起源CO₂の排出削減対策

省エネの推進、再エネの拡大、化石燃料のクリーン化・効率化、低炭素な地域づくりの推進、地方公共団体実行計画の策定推進と対策・施策等の実施、自立・分散型エネルギーシステムの構築、物流体系全体のグリーン化等

④エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出削減対策

⑤森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用

⑥国際的な地球温暖化対策への貢献

国際的枠組みへの構築等に向けた取組、京都メカニズムの推進・活用、コベネフィット・アプローチの推進・活用、二国間オフセット・クレジット制度の構築等

⑦短期的影響への適応策の推進と中長期的影響への適応能力向上を図るための検討

⑧横断的な対策・施策の検討・推進

税制のグリーン化、国内排出量取引制度 等

取組推進に向けた指標等

2013年以降の地球温暖化対策・施策の議論を進めた上で設定。現時点では以下のものを想定。

温室効果ガスの排出量・吸収量、国の機関の排出削減状況、中長期目標を定量的に掲げる地方公共団体実行計画の策定割合、冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収状況、森林等の吸収源対策の進捗状況

*現在ゼロベースで見直すこととされている。